



水道 水道課からのお知らせ

問 水道課 ☎476-1111(庶務係192・193 下水道係194・195)

◆水道料金と下水道使用料の消費税が引き上げになります！

【水道料金】

- 平成26年3月～4月分 (4月検針 5月請求分) ⇒ 消費税5% (従来どおり)
- 平成26年5月～6月分以降 (6月検針 7月請求分) ⇒ 消費税8%

【下水道使用料】

- 平成26年3月～4月分 (4月検針 6月請求分) ⇒ 消費税5% (従来どおり)
- 平成26年5月～6月分以降 (6月検針 8月請求分) ⇒ 消費税8%



年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 戸籍年金係
☎476-1111(126)

◆国民年金の手続きは、お済みですか？

3月から4月は、卒業・入学・退職等で周りの環境が大きく変わる時期です。会社を退職された方、その配偶者の方(第3号被保険者)は、国民年金への加入・種別変更の手続きが必要になります。なお、平成26年度の国民年金保険料の月額額は15,250円です。納付は、納付書および口座振替(申出が必要)の方法があり、それぞれ前納制度による割引等もありますのでご利用ください。

◆学生納付特例申請について

平成25年度において学生納付特例制度利用により、保険料の納付が猶予されている方で、平成26年度も引き続き在学予定の方に、日本年金機構より基礎年金番号が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が3月末に送付されています。前年度と同じ学校等に在学される方は、このハガキに必要な事項を記入し返送されると、平成26年度も学生納付特例申請ができます。平成26年度は学生納付特例申請を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お手数ですがお近くの年金事務所へ連絡してください。なお、はじめて学生納付特例申請を希望される方は、在学証明書または学生証の写しをご持参の上、役場住民環境課戸籍年金係で手続きをしてください。

◆平成26年4月1日から『年金機能強化法』が施行されました

・年金給付に関する改正事項

子のある夫にも遺族基礎年金が支給されるようになりました。

これまでは、国民年金に加入していた方が亡くなった場合は、亡くなった方によって生計を維持されていた『子のある妻』または『子』に遺族基礎年金が支給されていました。平成26年4月からは、国民年金に加入されていた妻が亡くなった場合に、『子のある夫』にも遺族基礎年金が支給されるようになりました。

※平成26年4月1日以後の死亡が対象となります。

未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されました。

これまでは、未支給年金(亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金)を受け取ることができる遺族の範囲は、亡くなった方と生計を同じくしていた『配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹』でした。平成26年4月からは、これまでの遺族の範囲に加えて、『それ以外の3親等内の親族(甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など)』まで広がります。

※平成26年4月1日以後の死亡が対象となります。

【お問い合わせ先】 鹿屋年金事務所 TEL:0994-42-5121 または、役場住民環境課戸籍年金係まで